「（仮称）熊谷市パートナーシップ宣誓制度」について

１ 検討の経緯

熊谷市は、「熊谷市人権尊重都市宣言」（平成１８年７月１日告示）のとおり、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現を目指しています。

パートナーシップ認証制度については、これまでに、性的少数者である当事者の方等から要望をいただいたほか、市議会令和３年６月定例会において「熊谷市におけるパートナーシップの認証制度の創設を求める請願」が採択されました。

これを受け、性的少数者の生きづらさや困難の軽減につながるよう、性的指向や性自認等の多様性を認め合い、人権を尊重するまちづくりの積極的な推進を図るため、「（仮称）熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を創設する検討を進めています。

※性的少数者：同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人など

２ 宣誓制度の概要

互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した性的少数者のカップルが、パートナーであることを市に宣誓し、市はその意思を尊重して、「宣誓証明書」・「宣誓証明カード」を交付する制度です。

証明書等の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、宣誓されたお二人が互いに人生のパートナーとして自分らしく安心して暮らせるように、市として応援するとともに、この制度を通じて市民の皆さんに多様性への理解を深めていただくことを期待しています。

３ パートナーシップの定義

パートナーシップとは、次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約する双方の関係です。

（１）双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること

（２）相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること

４ 宣誓を行うことができる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

（１）双方が成年に達していること

（２）市内に住所を有する（市内への転入を予定している場合も含む）こと

（３）双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む）又は双方以外のパートナーシップの関係にある方がいないこと

（４）双方が近親者（双方が養子縁組をしている場合を除く）でないこと

５ 必要な書類

（１）住民票の写し（市内に転入を予定している方にあっては、その事実が確認できる書類）

（２）婚姻していないことが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書など）

（３）本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

６ 通称名の使用

性別の違和等、特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用できます。（日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類が必要）

７ 交付する書類等

（１）宣誓証明書

（２）宣誓証明カード

※宣誓証明書・宣誓証明カードには、同居する未成年の子についても、記載することができます。

（子との関係、子の年齢、同居の事実が確認できる書類が必要）

８ 証明書等の返還

次のいずれかに該当した場合には証明書等を返還していただきます。

（１）パートナーシップを解消したとき

（２）市外に転出したとき

（３）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

９ その他

市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。